

八女市立筑南中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等対策に関する基本的な方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応する。
(いじめ防止対策推進法)

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を行う。

2 いじめ防止等対策の基本施策

視点1 いじめの防止のためのとりくみ

(1) いじめが起らない、許さない集団の育成に向けて

- ① 日々の学級経営の充実
- ② 満足感・充実感のある授業づくり
- ③ 道徳科・特別活動の時間の充実
 - ・いじめを自分のこととしてとらえる心
 - ・いじめに正面から向き合える心

(2) 「いじめ防止対策委員会」の設置

事案に対していじめに該当するか否かを組織的に判断し、対処する機関として設置

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年生徒指導担当

スクールカウンセラー、(スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー)

<活動>

- (1) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- (2) いじめ防止に関すること
- (3) いじめ事象に対する対応に関すること
- (4) いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒理解を深めること
- (5) いじめ解消の有無の判断

<開催>

生徒指導委員会と合同で週1回開催する。いじめ事案が発生したときは緊急開催する。

(3) インターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策

ア 生徒に対して

専門的知識や技能を有する講師を招聘した講演会等を実施する。

イ 保護者に対して

保護者会等に関係者を招聘し啓発のための講演会を実施する。

視点2 早期発見・いじめ事案への対処のあり方

ア いじめ調査等

いじめの早期発見のため、在籍する生徒全員に対して定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・いじめ問題に特化した無記名アンケート
(5・10・2月：年3回)
いじめ問題を含めた記名アンケート[簡易版]
(4・7・11・3月：年4回)
- ・教育相談前の生活アンケート(6・9・12・1月：年4回)
- ・教育相談での聞き取り(6・11・2月：年3回)

視点3 教育相談体制、生徒指導体制の構築

ア いじめ相談体制

生徒や保護者がいじめに係る相談ができる相談体制の整備

- ・定期的な教育相談 …………… 年3回
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・相談ポストの設置

イ いじめ防止等の対策に従事する人材の確保

いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関わる職員の資質向上を図る。

視点4 保護者、地域への情報発信と連携体制

保護者に対して、以下の広報啓発活動を行う。

- ・保護者アンケートを行う。
- ・保護者啓発のための講演会等を実施する。
- ・筑南中学校のHPにいじめ防止基本方針を掲載し、保護者に理解と協力を求める。
- ・学年保護者会でいじめに関する報告を行い協力を求める。

視点5 校内研修の充実

- ・生徒指導に関する校内研修を年度初めに実施し、きめ細やかな対応が必要な生徒については、その生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ・いじめに関する校内研修を実施し、全職員でいじめ防止、発生時の措置を行うとともに、学校内でいじめの情報を共有する。

3 いじめ発生時の措置

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら、別室等において、一定期間、学習を行わせる措置を講ずる。
- (4) いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないように、関係保護者と当該事案に係る情報の共有化を図り必要な措置を取る。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署と連携して対処する。
- (6) いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を経過している)と被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを見定めて、いじめの解消を判断する。

4 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合、児童生徒または保護者から重大事態に陥ったとの申し立てがあった場合には、次の対処を取る。

- (1) 重大事態が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告すると共に、八女警察署に相談する。
- (2) 八女市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 組織を中心とし、八女市教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供すると共に、いじめをした生徒の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。

5 評価

P D C Aサイクルの考え方に従い、次の要領で評価を行いながら、その期間のとりくみが適切におこなわれたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざすとりくみを強化する。

- (1) 年に2回（7月、12月）、年間計画に沿った取組の「取組評価アンケート」を実施する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」にて分析を行い、課題をもとに組織でのとりくみの在り方、個々の教職員の取組の在り方等について共通理解し、協働して対処できるようにする。